

障害者や高齢者など誰もが快適に観光できる東京へ！ アクセシブル・ツーリズム 派遣型セミナーのご案内

開催費用
無料

誰にでも優しく、どこへでも行ける東京を目指して

東京都では、障害者や高齢者等が安心かつ快適に都内観光ができるアクセシブル・ツーリズムを推進しています。

人々が共に支え合う共生社会の実現に向けて、バリアフリー化や接客サービス等の向上に取り組む観光関連事業者に対し、サービス改善のポイントや具体的なノウハウを提供する無料のオーダーメイドの派遣型セミナーを実施いたします。

この機会に是非ご活用ください。



派遣型セミナー | 60分～90分程度・利用回数1回まで

ご希望の分野の講師がご指定の施設での実地形式又はオンライン形式で、各事業者のご要望に応じた**オーダーメイド型セミナー**を実施いたします。

セミナー内容例

- 接客・接客サービス
- 超高齢社会におけるアクセシブル・ツーリズムの可能性
- 「改正障害者差別解消法」で民間等業者に求められる合理的配慮、建設的対話とは
- 車いすを利用した街歩き体験



| | |
|--------|---|
| 対象 | 東京都内の観光関連事業者等で構成する団体（単独事業者でも可能） |
| 実施方法 | 実地開催（集合研修）、オンライン形式などご希望に応じて実施いたします。 |
| 募集团体 | 15団体程度 ※申込先着順 |
| 開催日時 | 2025年6月2日（月）～2026年3月13日（金） までの 平日10:00～17:00のご希望の日時（60～90分程度） |
| 申込期限 | 2026年2月20日（金） ※規定数に達し次第締め切らせていただきます。 |
| 開催費用 | 無料 |
| セミナー内容 | お申込みいただきました後、事務局よりご担当者様に連絡させていただきます。ご担当者様とお打ち合わせの上、セミナー内容（テーマ）、日時、実施方法等について決定いたします。 |



セミナーお申込み方法は裏面をご覧ください

セミナーの検討・実施例

「障害者差別解消法」「合理的配慮」について

「合理的配慮」の提供を民間事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が、令和6年4月1日に施行されました。

これまでは、「合理的配慮」の法的義務は国や自治体のみに対するもので、民間事業者においては努力義務でしたが、令和6年4月からは「合理的配慮」を法的義務として提供することが求められています。障害者差別解消法のポイントについて学びます。

※「合理的配慮」とは、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

※東京都では、「東京都障害者差別解消条例」を定め、平成30年10月1日に施行、民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」を義務としています。（正式名称「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」）

「障害者の疑似体験研修」

実際に車いすや高齢者疑似体験セットを利用して新たな気づきを学びます。



セミナーの申込方法

●ウェブサイトからのお申込み

下記URLまたは右の二次元バーコードを読み取っていただきますと申込画面に遷移します。

パソコン、スマートフォンからログイン可能です。

<https://forms.office.com/r/bSMqehqDc8>



●メールでのお申込み

FAX申込書を記入いただいたものを添付いただくか、同内容をメール本文にご記入いただきお送りください。

accessibletourism@jtb.com

●電話でのお申込み

TEL：03-5539-5248

（平日10:00～17:00）

●FAXでのお申込み

下記、申込み用紙に必要事項をご記入いただきお送りください。

※誤送信がないようFAX番号の確認をしてください。

FAX：03-5539-5250

FAX申込書 03-5539-5250

※必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。送信後は着信確認の連絡をお願いします。

| | |
|-------------------------|--|
| 事業者名 | |
| ご担当者部署名 | |
| ご担当者氏名 | |
| ご担当者電話番号 | |
| ご担当者メールアドレス | |
| 開催イメージ (日時や対象者、内容など) | |

【個人情報の取り扱いに関して】 この申込書において知り得た個人情報は、当事業、東京都及び事務局からご案内に関する以外には利用いたしません。

問い合わせ先

東京都アクセシブル・ツーリズム推進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL：03-5539-5248 FAX：03-5539-5250

E-mail：accessibletourism@jtb.com 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休